

農民闘争の展開と地主制の後退： 北海道蜂須賀農場争議の分析

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000354

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



農民闘争の展開と地主制の後退

——北海道峰須賀農場争議の分析——

西 田 美 昭

一 分析の視角

戦後、第二次農地改革法が実施されて以来、改革に対する地主側の抵抗と、この地主側の反動に対する土地闘争を中心とした農民組合運動が全国的に展開する中で、いわゆる「二つの道」論争が華々しくおこなわれた¹⁾。すなわち、戦後日本農業には、微弱とはいえ富農的發展が確認され、その方向は農民的農業革命の道と地主官僚的農業改革の道の対抗であるとするもの、あるいは、戦後日本農業には、ロシアとの歴史的・具体的諸条件が根本的に異なるのであるから、「二つの道」理論は単純に適用することができないとするもの等であった²⁾。

そして、これらの議論の一つの重要な特徴は、現実にドラステックな形で農地改革が進行し、地主の激しい抵抗・農民運動の激発があるという状況に規定されて、殆んど戦後日本農業の動向がその出発点となっているところにあった。

しかし、農地改革の核心であった半封建的地主的土地所有を解体・打倒するという点について考えるなら、周知の如く、これは戦後に始まったことではなく、大正後半期以降の小作争議＝農民運動の全国的展開という時点で、すでに歴史的課題として提起されていたといえる。

とりわけ日本の場合には、第一次革命以前のロシアと違って農民運動の全国的展開がみられるのであるから、この運動を点検・総括することにより、半封建的地主的土地所有解体をめぐる地主の方向と農民の方向の対抗を大正後半期以降という段階で確定しようと考えられる³⁾。

もちろん、小作争議＝農民運動が全国的に展開した時期と農地改革の時期には、戦時体制という地主的地主所有にとっても、重要な一時期がはさまっているので、ストレートにこれを農地改革期の地主と農民の対立の性格と同一視することは誤りであるのはいうまでもない。しかし、それにもかかわらず、地主的地主所有は大正八年の五十町歩以上地主数のピークを転回点として解体の方向にあり、その中で現実に地主的所有に対立するものとして小作争議＝農民運動が展開し、後にあきらかにするように、そのことによって一層地主的土地所有が危機に陥っていくという状況があらわれていることは、農地改

革の歴史的性格を考える場合無視しえないのであり、上述の視角が十分意味をもってくると考えられる。

したがって、本稿では大正後半期以降展開する小作争議＝農民運動を具体的に分析し、これが地主的土地所有解体の方向＝見通しとどうかかわるか、つまり、地主的土地所有解体＝土地改革の方向をめぐるは如何なる対立があり、その帰趨はどのようなものかをあきらかにしたい。なおこの点に関しては、すでに新潟県の北蒲原郡全域に亘って闘われた「三升米事件」⁴⁾と山梨県東八代郡英村の小作争議⁵⁾を素材とする分析を通じて以下のことを確認しているので、それについて若干ふれておきたい。

山梨県英村——典型的水田養蚕地帯——の小作争議は、昭和5年初年初頭、小作人25名が地主12名に対し不作を理由として4年度小作料5～9割減を要求することから始まり、一時は小学生児童の同盟休校を含む激しい形で闘争が展開するが、結局、きわめて商品生産者の性格の強い上層小作層を中心とする指導者層が自作農創設維持資金を借入することに応じることにより終熄している。つまり、地主的土地所有解体＝土地改革の方向をめぐる、農民的土地所有創出の方向が、自作農創設＝土地所有償分譲という地主的方式に圧倒されているといえる⁶⁾。

一方、「生産米検査規則」の改定に伴う小作人の負担増分3升を地主に要求することから大正11年に始まっている、いわゆる「三升米事件」——この地域は典型的水田単作地帯——の方はどうかというと、争議がきわめて広範囲に亘っていることと、中小地主が全て小作人の「三升」要求を呑んでいるのに千町歩地主白勢家をはじめとする大地主だけがこの要求をつばねたということもあり、農民側はあくまで「三升」要求を譲らず自作農創設維持資金の借入も拒否し、農地改革に至るまで未納を繰り返すという動きをみせる。つまり、ここでは地主的土地所有解体＝土地改革の方向をめぐるの農民的方式をあくまで貫こうとする姿勢が読みとれる。

大正後半期から昭和期という段階では、五十町歩以上地主数の減少、小作地率の停滞・減少、地主経済の変化（小作料の絶対的・相対的低下、土地収入比重の減少）

という一連の指標からあきらかなように、地主的土地所有は後退の方向を余儀なくされるが、——とりわけ小作争議の現実化によりこの方向は決定的となったと考えられるが——その解体=後退の方向をめぐる、英村と「三升米事件」に示されるように、地主的再編方式と農民の改革方式が鋭く対立し、各地方・各小作争議のおかれた諸条件によりその対立の帰趨にも大きな差異がみられるのである。

したがって、本稿で蜂須賀農場争議を分析する場合でも、この争議が農民運動史、あるいは農民組合運動史の中でどういう位置を占めるかという取り上げ方はせず、先に述べたように、地主的土地所有解体=土地改革の方向をめぐる地主側と小作側の対抗は具体的にどうあったか、そしてその帰趨はどのような方向であったかという視角からみていきたい。そして、最後にこの争議が新潟県「三升米事件」、山梨県英村小作争議の場合との対比では如何なることが問題になるかを析出し、さらに全国的展望の中で、地主的土地所有解体=土地改革の方向をめぐる地主側と小作側の動きをどう位置づけたいかについてふれたい。

- 1), その主要なものは、農政調査会『農地改革に関する諸論説(その二)』、1959年所収の「II. 農地改革評価の理論的問題」を参照。
- 2), 前者の「二つの道」論の代表として、伊藤律「農業革命に於ける二つの道」(『民主評論』、1946年4月) 後者の「二つの道」否定論の代表として、大内力「農地改革の進歩性と退歩性」(『世界経済』1巻10号、1946年10月)を挙げておく。なお、レーニンの規定した古典的形態での「二つの道」は、日本では歴史的客観性を欠くが、「日本的」な二つの対抗は析出しうるとするものとして、栗原百寿「日本農業の民主化——土地の人民化——」(『文化評論』1号、3号、1946年6月、1947年3月)、信夫清三郎「農業革命における二つの道」(『経済評論』1巻5号、1946年8月)等がある。また、これらの議論を総括しつつ、レーニンの規定を歴史的・理論的に再検討したものとして、上原信博『土地国有論』と『二つの道』の論理(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』、1956年)がある。
- 3), レーニンは、1885年の「労働解放」団の農業綱領および1903年のロシア社会民主労働党の最初の農業綱領の誤まり・限界性を農民運動の経験の不足という点に求めた。すなわち「綱領の発展は、農民運動の経験を考慮することでなければならなかった。大衆的な、いやそれどころか、全国的な農民運動の経験がなければ、社会民主労働党の綱領は具体的なものとなることはできなかったのである。……わが党の第二回大会が、ロシア社会民主労働党の最初の農業綱領を採択し

た1903年にも、農民運動の性格や来るこのような経験を、われわれは……農奴制の残存物に反対し、プロレタリアートが支持するに値いする。……の程度発展できるかは、依然として……」(大月版『全集』、13巻所収「ロシア革命における社会民主党の農民政策」)そして、レーニンは、農民運動の点検・総括として、「二つの道」理論、「国有化」論を展開(4)、拙稿「小農経営の発展と小作争議学」(38号) 5)、拙稿「小作争議の展開と自作農民」(『一橋論叢』、第60巻、第5号) 6)、地主的土地所有解体=土地改革の本対抗が、この二つであることは、争議の展開と自作農創設維持政策」に展開したところである。

二 蜂須賀農場争議の位置と争議発

上述の視角から小作争議を取上げる争議は最も問題の本質に迫りうる一つ。なぜなら、第1に、蜂須賀農場は明治を導入して開墾した一団地の形態でもあるため、農民層の存在形態は分譲までは純小作であり、地主との利害関係。第2に、この争議は大正9年か長期間に亘っており、先に述べた地主的改革方向の対立も際立たざるをえずを見きわめる上で重要なこと。そして立・対抗を通して地主経済は悪化の方向にあり、地主の土地所有の基礎が弱まるとともに、それ応策として「土地分譲」が開始され、されていること。以上のことが指摘さ

蜂須賀農場の概要については、すでに触れられているので¹⁾、ここで単に指摘しておく。第1表は、小作人別・小作料徴収反別をみたものである。つれすべての指標が急速に増大しており、とりわけ、大正期に入ると小作戸数・傾向を示すのに、田反別が急速に増加目される。また、開墾農場という特殊の鉄下年期や開墾料として支給される10年で田250町余、畑690町余存在する²⁾。

とにかんす
っていなか
民運動、プ
運動が、ど
ったのであ
1907年の
(253頁)
舌が十分可
とにより、
土地制度史
寺政策」

をめぐる基
「小作争
不十分な

蜜
蜂須賀農場
といえる。
等、小作人
小作制農場
昭和2年)
接的である
8年という
方向と農民
対立の方向
、かかる対
り地主的土
る地主的対
方向が打出
らである。
つかの研究
な限りで簡
田畑成墾反
墾が進むに
がわかる。
が若干停滞
ることは注
ら三年程度
付地が大正
は注意を要

農民闘争の展開と地主制の後退（西田）

第1表 蜂須賀農場小作人戸数、成墾反別及び小作料徴収反別の推移

	小作人戸数	田		畑		計	
		成墾反別	徴収反別	成墾反別	徴収反別	成墾反別	徴収反別
明治26年	13			153.3	62.4	153.2	62.4
28	20			252.7	145.6	252.7	145.6
30	154			575.8	266.9	575.8	266.9
32	288			1,405.8	500.3	1,405.8	500.3
34	368			1,664.6	733.9	1,664.6	733.9
36	356	5.8		1,750.4	1,180.4	1,756.2	1,180.4
38	413	28.9	3.4	1,996.1	1,407.3	2,025.0	1,410.7
40	618	137.6	27.0	2,099.2	1,466.9	2,236.8	1,493.9
42	635	480.6	157.9	2,090.8	1,184.1	2,571.4	1,342.0
44	785	705.4	419.7	2,117.0	1,519.1	2,822.4	1,938.8
大正2	826	826.1	664.4	2,300.8	1,564.9	3,126.9	2,229.3
4	871	906.0	773.4	2,648.4	1,739.8	3,554.4	2,513.2
6	916	1,105.7	946.3	2,668.8	1,793.2	3,774.5	2,739.5
8	948	1,247.2	1,061.3	2,784.2	1,795.4	4,031.4	2,857.1
10	957	1,496.2	1,254.3	2,556.1	1,862.6	4,052.3	3,116.9
13	753	1,394.9		1,361.8		2,756.7	
昭和15		646.8		138.6		785.4	
20		646.0		137.0		783.0	
		[591.7]		[434.5]		[1,034.3]	

（註） 浅田喬二『北海道地主制史論』429頁，第155表より。

昭和20年〔 〕は北海道立農業研究所『北海道における小作制大農場の研究（資料篇）』405頁の数値

第2表 蜂須賀農場所有面積分布（大正10年）

（単位：町，％）

場 名	所属町村	田	畑	計	山林・その他	合 計
本 場	雨 竜 村	1,189.1 (79.5)	1,127.8 (44.1)	2,316.8 (57.2)	1,390.3 (70.5)	3,707.2 (61.5)
	新十津川村	— (—)	5.6 (0.2)	5.6 (0.1)	0.6 (—)	6.1 (0.1)
第一支場	深 川 町	289.9 (19.4)	279.2 (10.9)	569.0 (14.0)	113.1 (5.7)	682.1 (11.3)
第二支場	一 己 村	7.1 (0.5)	227.3 (8.9)	234.4 (5.8)	75.9 (3.9)	310.3 (5.2)
	秩 父 別 村	5.7 (0.4)	639.6 (25.0)	645.3 (15.9)	231.9 (11.8)	877.2 (14.6)
	多 度 志 村	4.4 (0.3)	276.8 (10.8)	281.2 (6.9)	159.1 (8.1)	440.3 (7.3)
合 計		1,496.2(100.0) (24.8)	2,556.1(100.0) (42.4)	4,052.3(100.0) (67.3)	1,970.9(100.0) (32.7)	6,023.2(100.0) (100.0)

（註） 浅田喬二『北海道地主制史論』430頁，第156表。

第2表は、農場所有田畑の所在地を示したものであるが、雨竜村本場と深川町（妹背牛）の第一支場は田畑半々、他は殆んど畑という構成になっている。そして特徴的なことは、問題の小作争議が田の多い本場と第一支場に集中していることであり、直接争議の目標として問題にされるのは田の小作料であったということである。このことは、争議発生の条件、争議参加小作人の性格を考える場合重要なので一般統計をもとにもう少し検討して

おく：

第3表は各支庁別の争議件数を示したものであるが、蜂須賀農場の所在する空知、および上川に争議が集中していることがわかる。また第4表、第5表、第6表は、自小作別農家戸数、田畑小作地率、所有規模別農家戸数をみたものであるが、空知（雨竜地区）・上川は全道と比較して圧倒的に小作農比重高く、小作地率高く、所有分解も激しいことを指摘しうる。さらに、第7表により

第 3 表 北海道地方別争議件数

		昭和 4 年	“ 10 年
石	狩	8	23
空	知	36	159
上	川	15	83
後	志	4	15
桧	山	1	4
渡	島	3	4
胆	振	1	5
日	高	—	—
十	勝	4	4
釧	路	—	—
網	走	4	35
宗	谷	1	1
札	幌	1	—
旭	川	1	1
小	樽	—	1
函	館	—	—
合	計	79	335

(註) 『北海道農地改革史』。上巻, 319, 340頁。

田畑の構成をみると空知(雨竜地区)・上川は全道よりはるかに田の比重が大きくなっている。つまり、田を基礎とし地主・小作分解が激しく進んでいるところに争議が集中しているのである。

また、第 8 表を検討すると、水稻反収および、農民側取分も空知・上川において大きく、争議発生の多量と比例関係にあることが示される。

つまり、一般統計をもとに検討すると、水田を基礎とし一定の生産力水準に達している空知(雨竜地区)・上川といった地域で地主・小作分解は激しく進むと同時に、争議が集中するという関係にあることがわかり、蜂須賀農場内の争議分布と同様の関係が読みとれる。したがって、争議発生の基盤については、蜂須賀農場争議は、北海道特有の開墾大小作制という特徴を持ちながらも、地主・小作分解が激しく進んでいるという点、および水田を中心とする生産力の一定の発展を前提とするという点において、全道・府県と同様の法則性をもつといえる。

1), 浅田喬二『北海道地主制史論』, 農経研研究叢書第 73 号。旗手勲『日本における大農場制の生成と展開』,

第 4 表 自小作別農家戸数推移

	全 道			空 知			雨 竜 地 区			上 川		
	自 作	自小作	小 作	自 作	自小作	小 作	自 作	自小作	小 作	自 作	自小作	小 作
大正 1 年	(43.8) 70,177	(13.4) 21,543	(42.8) 68,624	(34.3) 9,016	(8.5) 2,258	(57.2) 15,065	(31.5) 1,685	(11.6) 617	(56.9) 3,037	(40.3) 10,103	(7.9) 1,976	(51.8) 13,116
5	(42.1) 74,520	(14.3) 25,372	(43.6) 77,156	(31.8) 9,154	(9.7) 2,799	(58.5) 16,770	(25.8) 1,609	(12.9) 807	(61.3) 3,817	(33.6) 9,120	(8.9) 2,422	(57.5) 15,669
11	(37.5) 66,631	(16.0) 26,951	(46.5) 83,777	(27.8) 7,320	(10.4) 2,734	(61.8) 16,287				(27.7) 7,475	(8.5) 2,293	(63.8) 17,209
15	(35.2) 60,833	(15.6) 26,944	(49.2) 84,814	(23.3) 6,015	(11.9) 3,065	(64.8) 16,780				(28.4) 7,618	(9.6) 2,580	(62.0) 16,635
昭和 5	(33.7) 63,027	(16.3) 30,691	(50.0) 93,574	(25.0) 6,806	(12.4) 3,393	(62.6) 17,012				(28.1) 8,101	(10.7) 3,105	(61.2) 17,628
10	(34.3) 68,716	(17.2) 34,421	(48.5) 97,534	(26.8) 7,538	(13.3) 3,747	(59.9) 16,950				(26.1) 8,167	(12.2) 3,828	(61.7) 19,381
15	(36.9) 70,046	(19.3) 36,720	(43.8) 83,725	(31.2) 8,486	(16.5) 4,481	(52.3) 14,300				(33.1) 9,653	(16.6) 4,849	(50.3) 14,727

(註) 各年『道庁統計書』より集計。() 内は割合。

近代土地制度研究叢書, 1963 年。北海道立農業研究所『北海道における小作制大農場の研究(資料編)』, 農業研究資料第 21 号。松田長一「蜂須賀農場を訪ねて」(農地委員会空知連合会『空知農地改革史』, 1950 年所収)。田部顕穂「北海道に於ける農村の事情並に農民運動の情勢」(『司法研究』, 第 14 輯所収)。蜂須賀農場『蜂須賀農場要覧』。等を参照。

2), この無料貸付地をめぐる地主と小作が対立していたことは次によりあきらかである。「蜂須賀農場ハ

開拓当時免租地ト称シ其ノ開拓面積五町歩ニ対シ一町歩ノ無料小作地ヲ貸与シタリ然ルニ其後該免租地ハ小作権譲渡ノ場合ハ地主ニ於テ没収ノ規定ヲ設ケ現在ニテハ該免租地ハ殆ント有料地トナリタルノ状況ナルニ小作人等ハ之カ復活要求ヲ新規開墾争題目ト為シ直接地主ニ要求シ出テタルモノナリ」(農政調査会所蔵資料『蜂須賀農場争議』, 資料—49, 昭和 5 年 5 月 1 日「北海道雨竜郡雨竜村蜂須賀農場小作争議(免租地復活運動)ニ関スル件(第一報)」)

農民闘争の展開と地主制の後退（西田）

第5表 田 畑 反 別

	全 道		空 知		雨 竜 地 区		上 川	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
大 正 1 年	(8.0) 49,352.4	(92.0) 568,257.7	(13.2) 13,067.4	(68.8) 90,726.6	(18.4) 3,557.9	(81.6) 15,879.4	(20.6) 18,534.9	(79.4) 71,647.5
5	(8.9) 63,313.7	(91.1) 647,910.0	(17.4) 20,078.9	(82.6) 95,206.2	(27.2) 7,349.8	(72.8) 19,689.1	(20.7) 22,603.5	(79.3) 87,038.9
11	(12.4) 105,282.6	(87.6) 742,740.3	(24.9) 32,417.8	(75.1) 97,942.8			(27.8) 36,504.1	(72.2) 95,082.5
15	(18.6) 146,627.7	(81.4) 637,641.4	(33.6) 41,293.6	(66.4) 81,816.4			(40.1) 48,947.7	(59.9) 73,446.4
昭 和 5	(24.0) 201,881.1	(76.0) 636,930.2	(48.3) 60,208.3	(51.7) 65,214.9			(46.5) 60,565.1	(53.5) 69,695.1
10	(22.0) 211,028.2	(78.0) 747,480.1	(50.3) 65,535.1	(49.7) 65,235.4			(43.5) 62,296.3	(56.5) 81,259.6
15	(20.9) 203,700.2	(79.1) 769,275.9	(51.8) 67,569.6	(48.2) 64,621.9			(41.2) 61,012.8	(58.8) 87,755.0

（註） 各年『北海道庁統計書』より集計（ ）内は割合

第6表 田 畑 小 作 地 率

	全 道		空 知		雨 竜 地 区		上 川	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
大 正 1 年	53.0	46.5	56.3	57.7	58.4	69.8	62.7	53.2
5	58.0	47.4	61.5	60.0	67.9	66.7	65.0	51.8
11	58.7	45.9	60.0	60.0			61.2	53.0
15	59.7	49.5	65.3	59.2			63.0	55.8
昭 和 5	65.2	54.4	65.5	62.0			69.2	59.9
10	62.6	48.1	63.3	59.4			67.5	54.4
15	58.2	43.3	57.4	55.5			61.6	48.9

（註） 各年『北海道庁統計表』より集計

第7表 所有規模別農家戸数（大正15年）

	～5反	～1町	～ 3	～ 5	～10	～50	～100町	～	計
全 道	(20.4) 30,444	(7.9) 11,876	(17.6) 26,220	(20.5) 30,542	(21.4) 32,191	(10.9) 16,208	(0.8) 1,225	(0.5) 721	(100.0) 149,427
空 知	(5.3) 867	(3.1) 507	(21.8) 3,600	(27.2) 4,491	(28.4) 4,738	(12.6) 2,085	(0.9) 147	(0.7) 114	(100.0) 16,549
上 川	(7.1) 1,176	(4.3) 708	(22.5) 3,725	(33.1) 5,483	(22.1) 3,666	(9.6) 1,598	(0.8) 135	(0.5) 90	(100.0) 16,581

（註） 大正15年『北海道庁統計書』より集計。（ ）内は割合

第8表 反収・小作料・小作取分（田，中等）

	全 道			空 知			上 川		
	反 収	小作料	小作取分	反 収	小作料	小作取分	反 収	小作料	小作取分
大正14～昭和 2	1.31	0.36	0.95	1.51	0.48	1.03	1.46	0.41	1.05
3～ 5	1.46	0.39	1.07	1.68	0.57	1.11	1.70	0.51	1.19
6～ 8	0.83	0.24	0.59	0.98	0.29	0.69	0.82	0.22	0.60
9～ 11	0.83	0.26	0.57	1.32	0.46	0.86	1.08	0.27	0.81
12～ 13	1.51	0.42	1.01	1.71	0.54	1.17	1.82	0.53	1.29

（註） 北海道庁経済部『北海道ノ小作事情』より集計。小作料は実納小作料，すべて移動平均。

三 蜂須賀農場争議の推移と農民層の動向

——問題点の析出——

以上では、蜂須賀農場争議発生の基盤を一般的傾向との関連で問題にしたが、今度は最初に提起した地主的土地所有をめぐる対抗と農民層の動向をあきらかにすべく争議の具体的経過を追うことにより、いくつかの問題点を析出しておく。

この争議は、先に指摘したように大正9年から昭和8年(実に14年間)まで、資料上確認できるものだけで7回に亘って闘われている。ここに掲げた年表は、その主要な経過を追ったものであるが、紙数の関係もあり説明は一切省略し、その特徴点のみを以下に摘出しておきたい。

蜂 須 賀 農 場 小 作 争 議 概 略 年 表

年 月	事 項	備 考
大正. 9. 10	本場、第一支場小作人、土地等級調査による小作料値上に反対嘆願書提出。集会、演説会開催。地主側、本邸と相談の結果一切拒絶の態度。	解決条件、(1)納期内皆納の場合反当一升を支給、(2)小作料引上はしない(3)収監中の差入費用は農場負担、(4)将来、小作人の待遇改善を行う。 * 農民運動史研究会『日本農運動史』の巻末年表
10. 1	31名の嘆願委員、その他多数の小作人、農場事務所に押寄せ、交渉。270名余署名の嘆願書提出。地主側、嘆願書を却下、返戻	
2	百数十名(1,000名ともいう*)の小作人、事務所に殺到、破壊。9名検束さる。地主側の譲歩により解決。	
大正. 15. 2	日農北聯雨竜支部結成。	
10	組合側、15年度小作料全免を要求。地主側拒絶。	
11	組合側、全免→ $\frac{2}{3}$ 減免を要求、一般小作人の同調。地主側、 $\frac{1}{4}$ 減免を決定、一応の解決。	
12	組合側、5名の代表を上京させて、本邸に再び全免要求。日農・労農党に応援依頼、各新聞社に争議記事掲載方依頼。地主側拒絶。小作人帰道。	
昭和. 2. 2	蜂須賀農場土地解放期成会*1「蜂須賀農場小作地解放ノ義ニ付嘆願」を提出。	*1 会長、米田新吾、副会長梅野正種は、大正9年度争議の指導者。 *2 反対理由(1)耕作権が認められていない。(2)分譲条件が重きに失する。
6	地主側、「土地分譲規定」を発表。	
8	組合、開放に反対*2し、北聯の応援を求めて協議会開催、(54名)。しかし分譲申込は各自の自由とする。	
10	組合、小作料軽減運動を開始し、54名の連署で「嘆願書」提出。社会民衆党、支部幹部と意見衝突、「共産主義排撃声明」を発表。分譲申込者500名に達す。	
12	小作料軽減運動無期延期に決定。支部長はじめ多数の組合員分譲申込。	
昭和. 3. 11	非分譲派の小作人*、鉄道用地として返還した小作地の小作権利金賠償と本年度以降の小作料減額を要求。地主側、拒絶。	*小作人13名
12	地主側、小作料永久減は絶対に認めないが、小作権賠償の件については反当140円を支給することを回答するに及び解決。	
昭和. 4. 11	組合、小作料6割減・納入米標準等級撤廃を内容とする「嘆願書」提出(35名)。組合、小作料の4割を供託。地主側拒絶。	
12	農民大会開催(370名)地主側、依然拒絶。組合、永久3割5分減の要求を追加。小作人7名が脱落。	
5. 1	北聯から応援活発。ビラの大量撒布。	
2	地主側、訴訟を提起し、動産の仮差押執行。争議団青年部結成青年部→大衆行動、争議団執行部→調停と硬軟二派に分れる。結局、調停と大衆行動の併用を決定。	

農民闘争の展開と地主制の後退（西田）

年 月	事 項	備 考
3	争議女房団結成。数回に亘る農場との交渉決裂。応援斗士にたいする <u>検束強化</u> 。村長調停、失敗。争議女房団4名、交渉中、農場側の暴行で負傷。争議小作人の子弟34名、同盟休校。小作人代表、直接交渉のため上京。小作人側、傷害事件につき告訴。道庁、同盟休校生の自主授業閉鎖を命令。 <u>検束強化</u> 。これに対して、北聯・労農党の応援活発。地主側、争議が分譲派小作人に及ぶことを警戒。	* ビラ「分譲派の兄弟諸君、二十ヶ年後には俺たちは干ばしだ。地主のカラクリのウラを見ろ」
4	小作人、さらに4名を上京さす。小作官の調停。東京で争議ニュース発行。分譲派の小作人への働きかけ強化*。農場長上京。小作官の調停成立、(1)4年度小作料2割減。(2)暴行等の医療費1,500円を小作人に提供等で解決。盟休解除。	
6	争議解団式挙行。(250名)	
昭和. 5. 8	本場の分譲派小作人 184名「共栄会」を組織。	*1 関係土地 水田 762町反5。 *2 “ {水田 363町5反 畑 140町 *3 大会書記、実行委員に、全農支部より3名選出さる。 *4 関係土地 {水田 47町4反 畑 336町4反
9	全農組合、減収が認められるとして農場に実地検分要求。共栄会、191名の連署をもって水利工事に關する「要請書」提出。	
10	共栄会*1(1)、年賦納付米永久3割減 (2)、納付米等級の繰下げを要求。第一支場小作人99人*2、共栄会と略同様の要求書提出。	
11	渭ノ津の分譲派小作人、47名「盛農会」を組織。共栄会に14名新加入。共栄会、村民大会を開催*3。盛農会、共栄会と略同様の要求書提出。(47名)*4 地主側、共栄会の要求全部を拒否。地主側、全小作人70余名に対し、本年度小作料4割1分減、昨年度未納分1ヶ年延納を通知。全農組合、これに対して。(1)小作料再査定。(2)未納分の免除を要求。地主側、これを拒否。共栄会総会、結束を固め、供託、不納同盟をすることを決議。	
12	一斉検挙により、青年部員数名検挙さる。全農組合、納入告知書の3割を納め、あとは未納の態度。地主黙認。共栄会、不納同盟。分譲仮契約者133名中、契約取消を申込むもの10名。共栄会、第一支場小作人、盛農会、再度「要請書」を提出。共栄会より3名上京。	
昭和. 6. 1	地主側、水利施設については考慮、年賦納付米減額については拒否の態度。	
2	全農組合、分譲反対、分譲解約を呼びかける。地主側と共栄会、札幌で交渉開始。	
3	共栄会、幹部会を開催、全農組合派に応援を求めることを決定依頼。共栄会、改めて9項目に亘る要求提出。地主側、共栄会という団体は認めずとして、9項目を拒否。	
4	共栄会、臨時総会開催、結局、(1)5年度納付米6割減、(2)6年度以降3割減は撤回。水利問題のみを要求。地主側、これを認め解決。	
昭和. 6. 9	地主側、各小作人に納入告知書を発送。緊急小作人総会開催。	
10	全農組合、自主的に作柄検見実施。6分作以下全免を要求することに決定。第一支場小作人99名、分譲解約を要求、交渉。	
11	分譲解約問題、雨竜村、秩父別村にも波及。蜂須賀、戸田、町村の三農場(地主側)4分作以下全免で共同歩調をとることを決定。	

年 月	事 項	備 考
12	前田農場長、第一支場小作人全部を集め、土地分譲解約許可 ^{*1} を言渡す。地主側、小作人に「催告状」を送付。三農場共同争議団結成。第一支場小作人90名、解約の手續を完了。残り9名は解約条件中(2)は地主負担、(3)は全免を主張して承服せず、全農雨竜支部、争議団に加盟。	^{*1} 解約条件、(1)納米1割引の分は将来、相当年賦で納入のこと、(2)従来小作人が負担した、水利費、公租、公課は請求しないこと、(3)6年度以降は純小作人同様の取扱となす。
昭和. 7. 1	地主側、争議団長等4名に土地返還訴訟を提起し、立禁を執行。分譲仮契約者12名、全農支部、争議団に加盟。北聯応援。	^{*2} スローガン、(1)小作料全免、(2)分譲派との連帯、(3)百姓は全農へ、(4)土地取上反対、(5)蜂須賀を倒せ、(6)分譲反対、土地を無代で解放しろ、(7)町村を倒せ。
2	争議団総会、分譲派小作人獲得の件、等を決議。農場側と数回に亘って交渉。演説会開催 ^{*2} 。(500名)地主側、北海道民友新聞を使って、反全農のキャンペーン。争議団、少年行商隊を組織。	^{*3} 演説会中、スローガン「土地と農民へ」は注意撤回せしめる。中止。2注意8。
3	争議団少年部読本・斗争ニュース7号、発禁処分。地主側、滝川自警団を組織。争議団、近隣各地で演説会開催 ^{*3} 。梅野正種 ^{*4} 外34名「協調会」設立。争議団102名を動員して農場長と交渉決裂。農場側・警官9名と争議団衝突、7名負傷。警官59人動員、検挙開始。	^{*4} 土地解放期成会の副会長。
4	53名の児童盟休。警察、総検挙の方針。72名を検挙。盟休児童61名に増加。渭ノ津の盛農会、古年貢棒引、分譲解約を要求して40名が農場に押掛ける。応援斗士3名を検束。残留組合員、警察署長の立合のもとに、要求事項を撤回して、地主と協定。残留組合員37名、全農脱退誓約書を提出。	
5	立禁者4名中、1名を除いて、(1)作離料各1,000円、(2)未納小作料全免で土地返還に同意させられる。全農北聯雨竜支部解散42名、起訴猶予、22名起訴。	
6	予審終結。	
9~12	5回の公判。	
昭和. 8. 1	再建青年部15名で組織。22名全員有罪の判決。	
2	争議団員西尾音吉死去、全農雨竜支部の旗を立てて60名が行進	
5	雨竜の星社(全農全会系)「雨竜の星」発行。	
6	前支部長、前川正治、村会議員選挙に39票で当選。地主側、2年来の未納小作料の督促を開始。	
7	小作人11名連署をもって控訴中の5名の無罪判決を札幌控訴院長に嘆願。	

(註) 主として、農政調査会所蔵資料『蜂須賀農場争議』(特商報告、ビラ)によった。なお、その他では、『小作争議及調停事例』(昭. 5)、『小作年報』(昭. 6)、北海道庁編『北海道農地改革史』上巻、北海道立農業研究所『北海道における小作制大農場の研究』(資料編)、『空知農地改革史』、田部頭穂「北海道に於ける農村の事情並に農民運動の情勢」(『司法研究』第14集)、農民運動史研究会『日本農民運動史』、等で補促、修正した。

まず第一は、争議の全経過中、昭和2年の「土地分譲」が一つの分岐点となっていることである。つまり、「土地分譲」までは、大正9年争議で小作人戸数949戸中百数十名から千名という小作人が行動していることにみられるように、農場の殆んど全小作人が争議に参加し同一步調をとっている。これに対して「土地分譲」以降は、昭和5年の場合のように大部分の小作人が争議に参加するにしても同一步調はとれず、分譲派と非分譲派という形

で別々に闘われ、その動きは複雑化する。かかる意味で、「土地分譲」以前の争議と以後の争議では地主的土地所有をめぐる対立・対抗の力関係・質はどう違うのかが追求されねばならないし、その中で「土地分譲」のもつ意味も問われねばならないと考える。

第二には、「土地分譲」以後の農民層の動向である。「分譲」を受け容れるか容れないかということで小作人層は二つに割れるが、その後の闘争では全農雨竜支部に

結集する小作人と共栄会等の分譲派の組織とはお互に影響を受けつつ、一種の共同戦線をはっていることが特徴である¹⁾。この点は、最初に述べた新潟と山梨の自創政策に対する小作人の姿勢、およびその後の運動との対比でも重要な論点になるので指摘しておく。

第三は、長期に亘る闘いの中で常にみられる官憲の弾圧、とりわけ昭和七年という段階での根こそぎ大弾圧の問題である。この激しい弾圧をどうみるかを追求することは、蜂須賀農場争議を意義づける場合、不可欠のことと考える。

以上、3点を析出したが、順次、地主的土地所有をめぐる対抗如何という視角から検討していきたい。

1)、従来、蜂須賀農場争議の評価については、全農雨竜支部のねばり強い闘争を評価しつつも、全農が分譲派と実質的に共同闘争を行えなかったし、行えないような方針を持っていたとするものであった。例えば、大原勇三「北海道農民運動史」（農民運動史研究会編『日本農民運動史』所収）。かかる評価が根本的に誤りであり、蜂須賀農場争議の意義を見失わせるものであることは、行論で実証していくが、さし当りこの誤りの根源を指摘しておけば、次の点になる。すなわち、小作争議を地主的土地所有解体＝土地改革の方向をめぐる対立・緊張の中に位置づけるという視角の欠如、これである。

四 小作料値上反対・小作料減免闘争と「土地分譲」

蜂須賀農場の小作争議は大正9年が最初であるが、これは地主側が土地等級調査²⁾を実施し、事実上の小作料値上を狙ったのに対し、小作人が反撥することにより起っている。そして、地主側があくまで値上を譲らないことから農場の殆んど全部の小作人が大衆行動に立上り、地主側に譲歩を余儀なくさせ、要求を完全に貫徹した。続く大正15年の争議は、9年争議の小作人側の勝利という状況のもとで主導権は小作人側がとり、不作にもとづく小作料全免という要求で闘う。しかも、このときはすでに日本農組合雨竜支部が結成され指導体制も確立しており、全免が容れられないとみるや3分の2減免に要求を変更し、一般小作人を組合の足並に揃えさせることに成功する。そして、ついに4分の1減免を勝ちとる。つまり、小作人の圧倒的攻勢の前に、地主は小作料値上を実施できないばかりか減免をも余儀なくされるという危機に追い込まれる。

これは、第11表を検討しても、地主側はこの時期なお高利益をあげているとはいえ、農場経費の増加にもとづき支出比重が増加するという変化にも現われている。そして、何よりも、農場小作人の大同団結による攻勢で

幅譲歩を余儀なくされたことは、地主側の危機感を深刻なものとし、何らかの対策を打出さざるをえない状況にあったことを意味していた。しかも、この対策は小作料値上の不可、小作料減免の容認という状況のもとでは、地主的土地所有そのものを直接維持強化するということではありえず、地主的土地所有を何らかの形で再編する以外にないのであった。そして、かかる再編策として昭和2年、地主側は「土地分譲」という地主的有償解放を打出した。小作料値上反対→小作料減免という小作人の闘いは、地主的土地所有に大きな打撃を与え、地主的土地所有の再編を迫るという成果をあげる。しかし、地主側が「土地分譲」という形で強力な対策を打出してくると同時に、今度は地主的土地所有解体＝再編の方向をめぐる、地主側と小作人側は激しく対立していかざるをえない。

そこで、まず地主側の再編策である「土地分譲」について、もう少し具体的にしておく。蜂須賀家で「土地分譲」を本格的に検討しはじめのは大正15年であったと考えられるが、これを察知した組合側では12月に「蜂須賀農場開放反対ノ声明書³⁾」を出し、早くも警戒を強める。これに対して地主側では、大正9年争議の指導者を抱き込み、昭和2年2月「蜂須賀農場土地解放期成会」なるものを結成させ、小作人側からの自発的解放要求であるかのように見せかける。この「期成会」の要求項目⁴⁾の要点は、第1に、契約の年より5年間現在の小作料を納入したものにたいして小作地の所有権を移転すること。第2に、所有権の移転後15年間現在の小作料より1割を減じたものを納付すること。第3に、所有権の移転した土地は第1抵当として地主に登記すること。第4に所有移転後は水利費・公祖・公課一切は所有権を獲得したものの負担とすること、等であった。

これをうける形で6月、蜂須賀侯自らが来道して「蜂須賀農場土地分譲規定⁴⁾」を発表する。この内容は、「期成会」の要求項目を条文化し精密化したもので、骨格は「期成会」のものとはほぼ同一である⁵⁾。このことから「期成会」の性格と地主の意図は明白である。

これに対して組合側は、第1に、この「分譲規定」では小作人の耕作権が認められていない。第2に、分譲条件が余りに苛酷であること。第3に、小作人の切崩策であるとして一応反対の態度を表明する⁶⁾。事実、第2点に関しては、昭和5年の分譲派小作人の運動が起ることにより証明されるわけであるが、このときは地主側の「土地分譲規定」の自画自讃の宣伝、例えば農場長の「蜂須賀農場土地分譲規定ナルモノヲ拝見スルニ及ンデ寧ろ啞然トシテ一驚ヲ喫シタノデアリマス何者此ノ数千

り歩ニ及ブ広大ナ豊穰ナル全農地ヲ尽ク無償同様ノ実質ヲ持ツテ借地人諸君ニ解放分譲スルコトニ相成ツテ居ルカラデアリマス」⁷⁾といったものに乗せられ、10月までこ 500 名以上の小作人が分譲を申込み⁸⁾。大正15年小作戸数753戸中、3分の2が申込んだことになる。これは、地主側の周到な宣伝が行届いていたこともあるが、如何に小作人の所有への欲求、自作化への志向が強いのか、つまり小作料を重いものと感じているかを示していると考えられる。

こうした動きの中で、組合もあくまで「分譲」に反対という線をこの時は貫きえず、分譲申込は自由という決定をし、独自に減免要求運動に取組む⁹⁾。しかし、12月には減免要求運動も立消えとなったばかりでなく、組合支部長自らが分譲申込をすることにより¹⁰⁾、分譲反対の声も抹殺されていく。かくて、地主的土地所有の危機への対応策としての「土地分譲」は、一定の成果を納め、地主的再編の道が勝利したかの感を与えた。すなわち、地主的土地所有それ自体を強化することができなくなった地主側は、地主的土地所有解体＝土地改革を20年に亘って徹底的に引延ばし、その苦しみをすべて小作人に転化しようとする地主的再編＝土地有償解放で、小作料減免・土地を農民へ、という農民的改革の道を圧倒しようとしたといえる。

1) 「従来農場の小作料は土地の良否にかかわらず平均に当五斗であった。この均当小作料では不公平であったので、融雪早々から農場の農地係及び小作人側委員として、各組の用水伍長と共に各小作人の田にいて実地調査を実施して等級を設けたのである。調査の結果として従来より低率となった数も少なくなかったが、平均して増額になったのである」(前出『空知農地改革史』466頁)

2), 前出、『蜂須賀農場争議』, 資料—44, 労秘第3102号「蜂須賀農場小作人ノ行動ニ関スル件」により、この声明書が出されていることを知りうる。また同上資料の組合側「報告」には「不当なる小作料を徴収せんとして官憲の擁護の下に計画的逆宣伝、裏切者の製造、農場解放の切崩策等に依って本年度凶作に対する誠意なく」とあることから、大正15年の状況を知りうる。

3), 前出、『北海道における小作制大農場の研究(資料篇)』, 397頁, 資料—95「蜂須賀農場小作地開放の義に付き嘆願」

4), 同前, 379頁, 資料—90。『空知農地改革史』453～456頁。『蜂須賀農場争議』, 資料—40, 特乙秘第433号「蜂須賀農場開放問題ニ関スル件」(昭和2年6月30日)

5), 違う点は、「分譲規定」では、5年間の猶予期間

を置かず、1割減じた小作料を向う20年間約めることとなっていることである。

6), 前出『蜂須賀農場争議』, 資料—39, 特農秘 2893号「蜂須賀農場開放問題ニ関スル件」(2年10月27日)

7), 前出『小作制大農場の研究(資料篇)』, 390頁, 資料—94「契約者ニ対スル説明」。これは昭和4年のものであるが、2年にかかることが宣伝されたであろうことは疑いない。

8) 「土地分譲」を積極的に受け入れるものがある特殊事情として、ここでは次のことが注意されねばならない。「一般小作人中開墾当時ヨリ継続耕作シ居ル者約三分ノ一アリ之等ハ無料小作地一町歩乃至二町歩ヲ有シ分譲ニ際シテハ其ノ所有権ヲ無償ニテ取得スルノ特典ヲ有スルヲ以テ大ニ分譲ヲ喜ビ居レル」(前出『蜂須賀農場争議』, 資料—39)

9), この間の事情は、同前, 資料—39, 参照。

10), 同上, 資料—38, 「支部長村上長之助ハ管理人ト通謀スルニ至リ遂ニ客月十二月二日支部員協議ノ上豫テ嘆願中ノ小作料軽減方ノ件ハ無期延期ニ決定シ期日ニ全部小作料ヲ納入シ漸次土地分譲ノ申込ミヲ為シ残員十名モ近ク分譲申込ヲ為ス模様ニ有之」

五 「土地分譲」後の農民層の動向と地主の対応

たしかに、昭和2年の「土地分譲」により、一時小作料減免をスローガンとする闘争はエネルギーをそがれた感があったが、その後組合の体制も建直され、昭和3・4・5・6年と毎年小作争議は続き、激しく地主と対立していく。昭和3年の小作権賠償争議の後をうけて、昭和4年には全国農民組合北海道联合会(以下、北聯と略)の組織的バックアップのもとに、4年度小作料6割減・納入米標準等級徹廃・小作料永久3割5分減の要求を掲げて闘われる。この争議参加小作人は、すべて非分譲派であり、九月段階では88人を結集するが、地主の要求拒否、これに対する小作米の共託・農民大会の開催、さらに地主の催告状・訴訟の提起と闘争が激化するにしたがい、11月には35人、12月には27人と争議参加小作人は減少していく。しかし、その後はかえって小作人の結束は強くなり、女房団に対する傷害事件への抗議・小学生の児童盟休・東京の蜂須賀本邸への交渉等、活動は強化される。そして、ついで小作官の調停もあり、4年度小作料2割減、暴行事件に対する医療費として1500円、実質3割減をかちとる。

争議規模が次第に小さくなっていったのに何故かかる成果がえられたか。まず第1には、労農党・北聯からの思想的・組織的バックアップのもとに組合員が結束を守り、検束という弾圧にもひるまず最後まで闘ったことが

あげられる。第2には、一般小作人・分譲派小作人、さらには小作官までが、地主の強硬かつ不誠実な態度に反撥し、組合側に同情的であったこと²¹。これは、12月の農民大会に340名が、5年2月の争議真相発表演説会に270名が出席・傍聴していることから伺える。第3は、かかる状況の中で、組合は常に分譲派への働きかけを忘れず、分譲反対を宣伝していたことである。12月の農民大会でも「強制的土地解放反対」²²を決議していたが、5年3月には、分譲派小作人の中から「蜂須賀分譲反対密行委員会」を組織するものが現われ、「火花ヲ散ラシテ血戦ニハイッタ兄弟諸君と共に起たろ！ 今ダゾ！！今コソだ！ 地獄分譲をタ・キノメすのは！」²³と呼びかける。そして4月には、組合側は一層分譲派への働きかけを強め「分譲派の兄弟諸君、二十ヶ年后には俺たちは干ばしだ、地主のカラクリのウラを見る」²⁴と切り込む。内容は「ズルイ蜂須賀のゴマカシ開放反対ダ！ 土地を農民へ！ 小作料ドンドンマケロ！」²⁵というものであり、組合がめざしている小作料減免のみが小作人の利益になることを強調している。

実は、このような分譲派への働きかけこそが地主にとって最大の恐怖であった。何故なら、圧倒的多数が分譲を受け入れた現在、「土地分譲」がうまく運営できるか否かは、地主側にとってすでに死活の問題となっているからである。この間の地主の苦悩は次の特高報告がよく伝えている。「地主側ハ小作人ノ要求ヲ或ル程度迄認容スルハ容易ナルモ然ル時ハ多年ノ全農場ノ方針タル自作農創設ニ累ヲ及ボシ、今日以上ノ苦境ニ陥ルノ状況ニ在リ、小作人側又之カ地主側ノ弱点ヲ把握シ、以テ強硬ニ其主張ヲ固持シ、暗ニ自作農創設者ヲ煽動シツツアルノ状況ナリ」²⁶つまり、地主側としては逆にこれ以上譲歩しないとすれば、分譲派に影響がでることを心配して譲歩せざるをえなかったと考えられる。

ともかく、こうして4年度の小作争議は終熄するが、地主側の心配通りこの争議をつぶさに観察し、5年の凶作・農産物価格の下落という中で「分譲」が全農のいうように「地獄分譲」であることを認識させられた分譲派小作人は、5年度には大々的に立上る。すなわち、8月の「共栄会」の結成を嚆矢とし、各地区ごとに続々、本年度年賦納付米6割減・永久3割減・納付米等級の格下・水利施設の整備を内容とする「要求書」²⁷を地主に提出する。参加人員は確認できるものだけで337名、関係面積は水田1173町4反、畑476町4反という広範囲に及んでいる。そして、これら分譲派小作人は、前年の組合争議同様、不納同盟・村民大会・農場との団体交渉・小作人の上京等を敢行し結束を固める。これが4年度争議

の直接的影響のもとに行われていることは、要求内容のうち、年賦米という言葉を小作料と変えれば全農の要求と全く変わらないという点でも、又、村民大会や地主との交渉に当っては、非分譲派である全農組合員に応援を依頼している事実からも知ることができる。このことは、全農に結集する非分譲派と分譲派の共同戦線が張られたことを意味しており、地主にとっては深刻な危機を意味せざるをえない。

すなわち、5年11月には、従来であればなかなか容認しない全農の減免要求に対して、地主はいとも簡単に「本年度小作料ハ最高六割五分最低三割平均四割一分ヲ減シ昨年度小作料ニシテ本年分納ノ分ハ一ヶ年延期」²⁸を純小作人（非分譲派）70余名に通知し、先手を打ってでる。これは、全農場小作人を相手に闘わなければならないという危機を前にして、全農との闘争を避け農場の死活にかかわる「共栄会」等の分譲派小作人の対策に全力をあげようとする地主の姿勢の現われに外ならない。

全農の方も全道に亘る治安維持法違反に関る一斉検挙で大きな傷手を受けたこともあり小作料減免闘争をそれ以上追求することはせず、もっぱら分譲反対の運動を展開し、12月初めには分譲解約を申出るものもあらわれる。このような事態を前にした地主側は、東京から顧問を呼び寄せたり土功組合を設立したりして必死の対策を試みるが、ますます全農との結びつきを強めていく分譲派小作人に対して思うような効果をあげることはできなかった。ついに追い込まれた地主側は、耕作期も迫った4月、先の全農に対するのとは打って変り、極めて強硬に「共栄会」なる団体は認めない、小作人の要求は全部拒否するとして、決定的対決の姿勢を示す。ここにいたり小作人側も臨時総会を開いて対策を協議するが、大勢は地主側の強硬な態度に折れ、水利問題以外の全ての要求を撤回することに賛成し、この争議は終熄する。

しかし、この分譲派の争議と全農の争議の結合の経験、とくに純小作人であれば減免が勝ちとれるのに分譲派であるばかりに年賦米の減免をえられなかったという経験は、深い影響として分譲派小作人に残る。すなわち、昭和6年9月全道的な大凶作を前にして全農組合員を中心に小作料減免闘争が開始されるや、続々と100名以上のものが分譲解約を要求し²⁹、さらに20名以上のものが分譲をけて全農の争議団に参加するという動きがみられるがそれである。もはや、かつて農場長が宣伝した「無償同様ノ実質ヲ持ッテ借地人ニ解放スル」といったものがいかに欺瞞であったかは誰の目の前にもあきらかとなった。したがって、6年度争議は5年度争議とは違った意味で全農の非分譲派と分譲派が結合し、つまり

分譲派の解体から非分譲派への合流という方向で結合し、地主と激しく争われたといえる。地主側は、もはや全農の要求を呑むことは分譲派の決定的解体＝地主的再編の道の敗北を意味することを悟られる。

小作人側も強化された争議団を中心に、北聯等の応援をうけ、一步も譲らず地主との全面対決の姿勢をとる。ここに、昭和6年争議が最も激しい形態をとり、双方の総力戦的色彩を帯びた理由があると考えられる。

地主側の立禁に始まり、小作人側も演説会・同盟休校・少年行商隊の結成・争議ニュース・ピラの大量発行と矢継早に手を打つとともに、地主側も御用新聞を使っての反全農キャンペーン・分譲派の裏切者を使っての「協調会」の設立をする等必死になる。さらには、3月末の地主・官憲と小作人の衝突、これを理由とする官憲の102名中72名の検挙という大弾圧が行われる。つまり、このように双方が決定的対決の姿勢を示しているのは、分譲派を地主が引き止めることができるか、あるいは全農側が分譲派を争議団に獲得できるかという点で根本的に争われたからであった。いいかえれば、地主側が分譲を守ることににより、地主的土地所有の地主的再編を成遂させようか、それとも全農を中心として小作人側がめざしている小作料減免・土地を農民へ・分譲反対という地主的土地所有の農民の改革方向が勝利するかどうかという、まさに地主的土地所有の帰趨を決める根本問題で争われたからであった。

したがって、昭和4年から6年までの激しく、かつ、複雑な争議を貫く基本性格は、6年の場合に集中的に現われているように、全農を中心とする非分譲派の分譲反対・小作料減免という路線と、地主側の分譲擁護という路線の対決であったといえる。そして、この対決の中で、分譲派の動きがこの二極の力関係を左右する重要なものとして登場しているとともに、昭和4・5・6年の争議では、全農の分譲派への働きかけ→分譲派の争議への結果→分譲解約→全農の争議団へ、という流れがみられ、二極の対抗は全農非分譲派に有利に展開したといえる。

昭和4・5・6年の争議を以上のように整理できにしても、何故「分譲」に対して小作人層が二つに割れたか、つまり分譲派と非分譲派という形にならざるをえなかったか、そして分譲派が大きな動揺を伴いつつも非分譲派の行動に引きつけられていったかという問題は残る。第9表は、この点に関して簡単な比較をしたものであるが、これによると分譲派の小作規模は非分譲派のそれに比してかなり大きくなっている。すなわち、非分譲派と分譲派では、存在形態にかなりの差異がみられる。

第9表 争議小作人の存在形態

	人数	関係面積	一戸当面積
非分譲派		町	町
昭和4年争議小作人	25	田 60.86	2.43
“ 5 “	30	“ 100.00	3.33
“ 6 “	35	“ 101.32	2.88
分譲派		町	町
共栄会	181	田 762.50	4.20
第一支場	99	田 363.50	3.67
		畑 140.00	1.41
盛農会	47	田 47.40	1.01
		畑 336.40	7.15

(註) 昭和4年争議小作人、分譲派は、農政調査会所蔵争議資料『蜂須賀農場争議』より、昭和5年争議小作人は『小作争議及調停事例』(昭和5年)、昭和6年争議小作人は『小作年報』(昭和6年)。

第10表 4年度争議小作人、小作反別階層構成

5反～1町	～2町	～3町	～5町	～
1	6	15	2	1

(註) 農政調査会所蔵『蜂須賀農場争議』より。

分譲開始の時点までは、ほとんど全部の小作人が、いいかえれば、これら二層の小作層が一致団結して立上ることにより大きな成果を勝ちとる。そして、このときの指導者は年表に示したようにむしろ後の分譲派に属する人達であった。しかし、地主側が分譲を開始するや、指導者層の裏切りをはじめとして、これら小作人の階層差は明確になる。分譲派小作人の動揺的性格は、かかる階層差が基礎になっていたと考えられる。

一方、非分譲派の方は、日農の組織的・思想的援助のもとで、分譲派の指導者層を乗り越え、小作料減免・土地を農民へという方向で結集する。これは、これら小作人が比較的高い小作料地を借入していた¹⁰⁾こともあるが、第10表に示したごとく小作人層内部の階層差は非常に小さく、殆んど同じ条件におかれていたというきわめて結束し易い条件にあったためと考えられる。

これら非分譲派の固い結束が基盤となっはじめて、分譲派への働きかけも大きな力を発揮することができたといえる。

1), 時田小作官(北海道庁)より村上農政課長(本省)に宛てた書簡の中では「調停妥協ヨリモ寧ろ従来ノ取締ニ不平ヲ抱キ小作人ニ対スル警察側ノ強烈ナル弾圧ヲ要求シタルヤノ如キ感スラ有之客年九月以降発生シ居ル本件ニ付キ今更調査云々ノ辞ヲ弄シ居ル地主側ノ誠意ナキ態度ニ遺憾ノ点甚ダ多ク」とある。(前出『蜂須賀農場争議』, 資料一9, 5年3月30日付) また、

特高報告も同様の主旨のことで地主側の態度を問題にしている。（同前，資料—18，特農秘1572号「北海道雨竜郡雨竜村蜂須賀農場小作争議ニ関スル件（第17報）」5年3月28日付）

2), ここでは，その他〇小作争議解決助成の件，〇村理事者監視の件，〇争議基金募集の件等が決議されている。

3), ここでは，組合と分譲派の統一戦線の必要についての鋭い把握がみられる。「警察の人達は小作人だけならばだまって要求を入れることが出来るのだが分譲の者が又争議を起すからだと言ってゐた，小作人が負ければ分譲の者も負けるのだ，我々も小作人の人達と一緒に戦って勝たう！」（前出『蜂須賀農場争議』資料—24，5年3月10日）

4), 同前，資料—52，5年4月15日。

5), 同前。

6), 同前，資料—23，特農秘1572号「第15号」5年3月17日付。

7), 共栄会・盛農会等の分譲派小作人の「宣言書」「要請書」は，前出『小作制大農場の研究（資料篇）』資料—103～114。

8), 前出『蜂須賀農場争議』，資料—100，特農秘第1795号「北海道雨竜郡雨竜村蜂須賀農場対全農組合雨竜支部ノ小作争議ニ関スル件（第1報）」（5年11月29日付）

9), 分譲解約問題が広がりつつあることは次の報告にもあきらかである「地主ハ此ノ種問題ハ全郡雨竜村全秩父別村ニ於ケル農場ニモ台頭シツツアル状況ナルヲ以テ此ノ際何カ根本的対策ヲ講セサルヘカラスト考究中ノ模様ナルカ分譲解約ハ相当ニ困難ナル事情ニ在リ」（同前，資料—67，特農秘2201号「北海道雨竜郡妹背牛村蜂須賀農場第一支場小作争議ニ関スル件」，6年11月16日付）

10), 昭和4年度争議小作人の平均反当田小作料は，1～2等地（5斗6升以上）10人，3～4等地（5斗1升以上）10人，それ以下5人となっている。ところが蜂須賀農場で最も多い田は，4斗1升～5斗までの5～6等地であった。（同前，資料—47）

六 争議の弾圧と地主経済の破局

以上みてきたように，長期に亘る闘いの中で小作人側は徐々に地主側を迫いたため，昭和6年には「土地分譲」を破綻寸前にまで持っていくが，7年3月末から4月初にかけての官憲の102名中72名の検束という大弾圧により²⁾，事実上争議は押しつぶされていく。官憲側が地主側の立場に立っていることは，演説会場の「土地を農民へ」というスローガンを撤去させたということからもあきらかであるが，客観的にも，この弾圧は地主の危機を

救うという意味を持っていた。すなわち，この弾圧以後，主として警察署長の介入により調停がはかられていくが，その結果は，次の調停条項²⁾にあるごとく，徹底して地主の利益を擁護し，小作人の基盤そのものを掘りくづすものであった。

和解条項 申立人 小作人側 被申立人 地主側

(1) 申立人等ハ被申立人トノ左記土地賃貸借条項及農場規程ヲ遵守スルコト

(イ) 賃貸料ノ支払期限（略）

(ロ) 申立人等ハ賃貸権ノ譲渡又ハ転貸ヲ為サザルコト

(ハ) （水制施設に関する共同義務，略）

(ニ) 擅ニ賃借土地ノ形態ヲ変更セザルコト

(ホ) 不可抗力ニ因ル減収ノ場合ハ申立人等ハ蜂須賀農場ノ慣例ニ従ヒ農場ニ於テ査定シタル通告ニ依リ賃貸料ヲ支払フコト

(ヘ) 旧賃貸料ハ其土地ヨリ収穫セシ佳良ノ玄米ヲ以テ支払フコト

(2) 申立人等ハ本和解成立後遅滞ナク全国農民組合脱退ノ手続ヲ為スコト

(3) 申立人等ハ将来ニ是等同種ノ農民運動ニ加盟セサルコト

(4) 申立人等ハ従来ノ要求ヲ撤回シ濫リニ小作争議ヲ起サザルコト

(5) 申立人等ガ右各条項ニ違反シタルトキハ何等催告通知等ノ手続ヲ要セズ現在ノ別紙目録記載賃借土地（省略）ノ建物収去ノ上該土地ノ明渡ヲ執行セラルルモ異議ナキコト

(6) 右各条項ヲ遵守スル賃借人タル申立人等ニ対シテハ被申立人ニ於テ相当善処スルコト

(7) 申立人等ノ内小作争議ノ為メ検挙セラレタル者ニ対シ被申立人ニ於テモ物質外ニモ相当援助スルコト

さらに，争議発生以来，常に小作人監視の目を光らせ，予備検束という形で小作人の行動を牽制していることに關しては，蜂須賀農場が華族農場であること，地主である蜂須賀昭寛が貴族院副議長という官職にあったことが，この農場の特殊性として重視されなければならない。この点は小作人側も十分承知しており，上京面会・新聞社への働きかけという社会問題化をめざす戦術を多用していることは年表に示した通りである。

地主・官憲の弾圧は確かに小作争議を押しつぶし，一応地主の勝利を保証した。しかし，大弾圧にも拘らず，依然として，分譲解約・反対という動は続いているし³⁾ また長期に亘る小作人との抗争の中で，第11表にみるよ

第11表 蜂須賀農場年間収支の推移

	収 入 (A)	支 出 (B)	差引損益	B/A
	円			
大正 3年	36,102	14,244	21,858	39.5
4	75,777	16,860	58,917	22.2
5	104,642	17,754	86,888	17.0
6	148,387	31,201	117,186	21.0
7	84,469	41,702	42,767	49.4
8	104,863	70,863	34,000	67.6
9	259,870	86,396	173,474	33.2
10	248,570	93,374	155,196	37.6
11	120,233			
12	517,810	305,855	211,955	59.1
13	753,655	411,497	342,158	54.6
14	885,338	539,336	346,002	60.9
昭和 1	733,817	427,998	305,819	58.3
2	661,406	473,236	188,170	71.6
3	597,902	372,437	225,465	62.3
4	644,568	427,973	216,595	66.4
5	398,602	276,438	122,164	69.4
6	73,926	60,549	13,377	81.9
7	59,116	52,605	6,511	89.0

(注) 前出、浅田、436~437頁。大正11年は11月現在の収入を示す。

うに地主経済は悪化の一途を辿り、事実上地主的土地所有の解体は必然化されていた。すなわち、大正12年以降支出比重が増大することは先に指摘したが、「分譲」が開始される昭和2年から損益勘定も急速に悪化し、大正14年には34万6千円の利益があったのが、小作争議を強圧した昭和7年には6千5百円と、殆んど壊滅状態を示す、これは第12表に示されるように、小作争議の直接的影響による実納率の激減、さらには小作料及納付米調定額の低下を余儀なくされた結果によることは明白である。

つまり、非分譲派を中心とする小作争議に対する官憲の弾圧により、地主的土地所有の地主的再編が勝利したかという点必ずしもそうはいえず、長期に亘る農民闘争で、逆に地主経済それ自体を根本から破壊する過程が進行していたといえる。もはや、官憲の弾圧すらも、地主的土地所有の破壊を喰いとめることはできなかった。

1)、官憲の取締方針は「本犯罪ハ最初ヨリ計画的ニ敢行サレ然モ暴力行為違反並住居侵入公務執行妨害等各犯罪錯雑シ居ルヲ以テ所轄検事局ハ関係者ノ徹底的処断方針ノ下ニ当時押掛ケタル争議団百二名及其他ノ裏面指導者総検挙を敢行スベキ意嚮アリ」というものであった。(前出『蜂須賀農場争議』、資料—82、特農秘第3838号「蜂須賀農場小作争議ニ関聯スル暴力行為違反事件検挙状況」、7年4月4日付)

第12表 納入米・納入金成績調

	種 別	調 定 高	納 入 米	納入歩合	種 別	調 定 高	納 入 高	米入歩合
		石	石			円	円	
大 正 12 年	田小作料	8,546.135	7,128.548	0.834	畑小作料	29,368.100	4,381.650	0.15
13	"	9,445.908	8,762.827	0.930	"	24,069.890	5,993.590	0.24
14	"	9,675.367	8,511.219	0.880	"	21,701.560	5,521.750	0.24
15	"	4,267.525	3,227.526	0.756	"	20,807.860	1,661.940	0.79
昭和 2	納付米	7,089.805	6,800.730	0.960	納付金	17,296.260	4,461.800	0.24
	田小作料	2,394.065	1,687.115	0.705	畑小作料			
3	納付米	7,605.279	7,441.936	0.980	納付金	10,899.220	6,769.610	0.62
	田小作料	1,935.242	1,730.037	0.890	畑小作料	3,475.360	1,132.130	0.32
4	納付米	8,596.499	8,425.816	0.980	納付金	11,083.630	6,778.110	0.61
	田小作料	737.874	251.058	0.340	畑小作料	3,692.960	338.730	0.91
5	納付米	8,834.062	3,621.330	0.410	納付金	11,194.960	1,948.090	0.17
	田小作料	560.983	264.755	0.472	畑小作料	1,712.980	274.370	0.16
6	納付米	2,996.361	2,980.261	0.995	納付金	2,931.680	2,241.170	0.76
	田小作料	449.304	238.041	0.540	畑小作料	1,581.920	953.770	0.60
7	納付米	2,477.631	2,463.117	0.995	納付金	1,912.010	1,820.000	0.95
	田小作料	768.369	749.071	0.970	畑小作料	1,185.490	1,045.390	0.88

(注) 道立農業研究所『北海道における小作制大農場の研究(資料篇)』267~269頁より、昭和4年、畑小作料の納入高及び納入歩合には疑問があるが、そのままとしておいた。

2), 同前, 資料一78, 特農秘第3838号「蜂須賀農場小作争議一部解決ニ関スル件」7年4月28日付。この条項が如何に苛酷であるかは、これをもたらした主役である官憲ですら「甚シク地主本位ニシテ徹底的ニ小作人屈伏ノ嫌アリ」（同前）と述べざるをえないことに示されている。

3), 昭和7年4月8日には、渭ノ津（第一支場）の分譲派小作人40人が、「古年貢を棒引にして小作に戻せ」として農場事務所に押しかけている。（同前, 資料一80, 「三農場共同争議団特別ニュース」）

七 地主的土地所有解体の方向をめぐる二つの対抗

——全国的位置付け——

以上で、蜂須賀農場争議においては、地主的土地所有解体＝再編の方向をめぐる農民側と地主側が激しく対立したこと、又、この対立の中で圧倒的に有利な状況を作り出していた農民的改革方向が弾圧により押しつぶされとともに、地主側も実質的に大打撃を蒙り所期の目的を達しえなかったということをあきらかにした。

では、この争議は地主的土地所有解体の方向をめぐる闘いという視点からみた場合、最初に触れた新潟県の「三升米事件」、山梨県英村小作争議と比較して、あるいは全国的展望の中では、どのような位置と特色をもつか。

小作料減免闘争で出発し、争議指導者層の自創資金借入で争議自体が終熄する、つまり地主的再編＝有償解放がほぼ完全に貫かれる英村を第1の型とし、また、小作

料減免をあくまで貫き、千町歩地主白勢家等を向うに回しあくまで対立をやめない「三升米事件」を第2の型とすれば、蜂須賀農場争議はこれらのいずれとも違う第3の型をなしているといえる。すなわち、蜂須賀の場合には、地主の「分譲」＝有償解放が実施されても、小作争議は終熄するどころか益々激しくかつ複雑化してくるし、また結局小作争議は弾圧で押しつぶされたとはい

第13表 小作争議要求別件数の推移（全国）（北海道）

	全 国			北 海 道		
	総件数	減額要求	継続要求	総件数	減額要求	継続要求
大正 12年	1,917	1,831	15	8	6	—
13	1,532	1,402	35	6	5	—
14	2,206	1,919	173	7	2	1
15	2,751	2,283	318	15	6	4
昭和 2	2,052	1,459	444	41	20	9
3	1,866	1,191	484	32	16	3
4	2,434	1,490	728	79	40	19
5	2,478	1,234	1,030	128	57	41
6	3,419	1,775	1,363	151	95	37
7	3,414	1,388	1,468	218	95	90
8	4,000	1,140	2,305	242	80	119
9	5,828	2,277	2,668	337	156	119
10	6,828	2,721	3,055	338	168	128
11	6,804	1,834	3,674	376	161	142

（註） 各年『小作年報』より集計

第14表 土地返還争議の推移（全国）

	自 作	小作地売却	小作人変更	小作料滞納	その他共	合計
大 正 14 年	(16.4) 32	(18.5) 36	(5.1) 10	(20.0) 39	(100.0)	195
15	(23.6) 81	(26.5) 91	(7.0) 24	(10.2) 35	(100.0)	343
昭 和 2	(23.1) 98	(24.7) 105	(3.5) 15	(12.0) 51	(100.0)	425
3	(12.7) 63	(26.3) 129	(4.7) 23	(18.7) 92	(100.0)	491
4	(19.6) 142	(18.5) 134	(4.4) 37	(25.9) 188	(100.0)	725
6	(15.9) 208	(24.3) 317	(7.8) 102	(24.7) 322	(100.0)	1,305
7	(10.3) 153	(24.9) 375	(7.9) 120	(26.1) 394	(100.0)	1,509
8	(11.8) 266	(24.1) 543	(7.4) 168	(26.7) 604	(100.0)	2,262
9	(11.5) 306	(28.0) 748	(5.6) 149	(26.2) 699	(100.0)	2,677
10	(12.6) 377	(26.0) 777	(6.2) 187	(24.2) 723	(100.0)	2,989
11	(12.3) 435*	(29.3) 1,051	(4.9) 175	(20.5) 734	(100.0)	3,586

（註） ① 『小作調停年報』第2, 3次, および各年『小作年報』

② 土地引上後の地主の対応を示すものは「自作」「小作地売却」「小作人変更」のみである。したがって量的に大きい「小作料滞納」を理由とするものも、引上後の地主の対応という点から分類すれば、上の三つのいずれかに分類される筈である。

③ 「小作年報」中、「新地主自作」は「小作地売却」に含まれた。何故なら、「新地主」ということは旧地主よりの「小作地売却」を前提としているからである。

第15表 土地返還争議の推移（北海道）

	自作	小作地 売却	小作人 変更	小作料 滞 納	その他共 合 計
大正 14年		(100.0)2			(100.0) 2
15		(50.0) 3	(16.7) 1		(100.0) 6
昭和 2		(26.7) 4	(6.7) 1	(13.3) 2	(100.0) 15
3					(100.0) 8
4	(8.3) 2	(25.0) 6		(20.9) 5	(100.0) 24
5	(28.3)15	(17.0) 9	(7.5) 4	(5.7) 3	(100.0) 53
6	(7.0) 3	(14.0) 6	(11.6) 5	(16.3) 7	(100.0) 43
7	(5.1) 5	(19.6)19	(13.4)13	(16.5)16	(100.0) 97
8	(14.4)19	(15.3)20	(7.6)10	(21.2)28	(100.0)132
9	(7.3) 9	(23.4)29	(12.1)15	(21.8)27	(100.0)124
10	(10.6)14	(27.3)36	(4.5) 6	(18.2)24	(100.0)132
11	(8.5)13	(30.3)46	(2.0) 3	(13.8)21	(100.0)152

（註） 各年『小作年報』より集計，前表に同じ。

え，地主的土地所有も壊滅的打撃を受け，解体が決定的となる。この点は「三升米事件」の中心であった白勢家が最後まで土地所有規模を落さず¹⁾，農地改革に至っているのと著しい対比をなしている。

しかし，一応これらの事例を各争議のおかれた諸条件の差異に基く3つの型に整理しうるにしても，この3型を貫く基本線は，あきらかに地主的土地所有解体＝再編の方向めぐる地主的再編方式＝有償解放——土地改革の徹底的引延ばし——と，農民的改革方式＝小作料減免・土地を農民へという2つの対立であったと結論できる。そして，とりわけ蜂須賀農場争議は地主の在村しない開墾大小作制農場²⁾であり，かつ大規模な「分譲」＝有償解放を自創政策の力をかりず独自に行なったということから，その対立は激しく，複雑化したといえる。

「三升米事件」，英村小作争議との対比では以上のこ

とがいえると考えるが，最後に全国統計に現われた傾向との関連を若干述べておきたい。

第13表は，小作人の要求別小作争議件数であるが，大正後半期には小作料減免要求という形で小作人の圧倒的主導権のもとに争議が展開されているのに対して，昭和恐慌以降は地主の土地取上に対する小作継続要求という地主主導の争議に変化していることが指摘される。そして，この地主の土地取上の内容を第14・15表により検討すると，地主側の都合理由にもとづくもの，とりわけ地主の自作化および土地売却が，地主的土地所有の危機への対応策として注目される。すなわち，地主の対応・再編策としては，本稿で取り上げた如き大農場の分譲，あるいは農林省の「自作農創設維持政策」等に見られる「土地売却」という方向とともに，中小地主層の小作人を排除して自らが耕作者化していく「自作化」という方向があった。

したがって，全国的展望の中では，蜂須賀農場争議をただちに一般化することは困難であるが，少なくとも地主的土地所有解体をめぐる対抗の主要な型を代表していたということは結論しようとする。

- 1)，白勢家の田畑所有規模は，大正13年，1220町，昭和8年，1174町，昭和19年，1142町であった。（『新潟県農地改革史』改革頭末，771頁），
- 2)，農場の管理体制の不備が争議を激しくした原因の一つであることは「小作料の徴収に汲々とし，権勢高い御農場として君臨久しゅうした」「多年に亘る封建的な専制政策に対する反感が極度に悪化していた」（『空知農地改革史』465～466頁）ということからも伺える。

（にしだ・よしあき，川崎市百合丘1—16—12 公団19—403）